

独立行政法人家畜改良センター動物実験実施規程

平成 28 年 9 月 2 日

28 独家セ第 1151 号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）が実施する動物実験等について、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成 18 年 4 月 28 日環境省告示第 88 号。以下「飼養保管基準」）並びに「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年 6 月 1 日付け 18 農会第 307 号。以下「基本指針」という。）第 2 の 2 を踏まえ、科学的な観点、動物福祉、環境保全及び動物実験に携わる者の安全確保の観点から、適正な実施を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 次号に規定する実験動物を、独立行政法人家畜改良センター業務方法書第 59 条、第 61 条又は第 70 条に基づく調査研究及びそれらの教育の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物 牛、豚、家禽その他の家畜で動物実験等に供するものをいう（施設等に導入するために輸送中のものも含む。）。
- (3) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (4) 施設等 実験動物の飼養若しくは保管又は実験を行う施設及びほ場（放牧地を含む。）をいう。
- (5) 管理者 部長等（技術統括役を含む。）、場長等（支場長を含む。）で、動物実験等に関する業務に責任をもってあたり統括する者をいう。
- (6) 動物実験管理者 課長等（専門役を含む。）で、管理者を補佐し、動物実験等に関する業務を管理する者をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 飼養者 実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

(法令との関係)

第 3 条 センターにおける動物実験等の実施については、法、飼養保管基準その他の動物実験等に関する法令（告示を含む。以下「動物実験等法令」という。）及び基本指針に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(基本原則)

第4条 動物実験等の実施にあたっては、以下の3Rの理念に基づき、適正に実施しなければならない。

- (1) 代替法の利用 (Replacement) : 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること
- (2) 使用数の削減 (Reduction) : 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること
- (3) 苦痛の軽減 (Refinement) : 科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないこと

(適用範囲)

第5条 この規程は、センターにおいて実施する動物実験等に適用する。

- 2 センターは、動物実験等の実施をセンター以外の機関に委託等する場合には、委託先等においても、基本指針又は委託先等の所管省庁等の定める動物実験等に関する指針に基づき、動物実験等が実施されることを要請するものとする。

(理事長)

第6条 理事長は、センターにおける動物実験等に関する次に掲げる業務を総括し、それらが適正に行われるよう指導・監督する。

- (1) 動物実験計画の承認
 - (2) 動物実験計画の実施状況及び結果の把握
 - (3) 施設等における実験動物の飼養及び保管状況の把握
 - (4) 教育訓練等の実施
 - (5) 動物実験等の実施に関する自己点検及び評価
- 2 理事長は、前項第2号から第4号の業務の全部又は一部を管理者に委任することができる。

(管理者)

第7条 管理者は、次に掲げる業務を掌理する。

- (1) 動物実験計画の把握
- (2) 動物実験計画の実施状況の把握及び結果のとりまとめ
- (3) 施設等における実験動物の飼養及び保管状況のとりまとめ
- (4) 教育訓練等の実施状況の把握及び結果のとりまとめ

(動物実験管理者)

第8条 動物実験管理者は、動物福祉に関する見識、実験動物に関する知識及び経験を有する者で、この規程を熟知するとともに、動物実験等に関する業務を管理する。

(動物実験委員会)

第9条 理事長は、本所に動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、センターにおける動物実験等に関する次に掲げる事項について審議又は調査し、理事長に報告し又は助言する。

- （1）動物実験計画及び施設等が、動物実験等法令、基本指針及びこの規程に適合していることの審査に関すること。
- （2）動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- （3）施設等の維持管理及び実験動物の飼養及び保管状況に関すること。
- （4）動物実験等の適正な実施に関する教育訓練の実施に関すること。
- （5）動物実験等に関する自己点検及び評価に関すること。
- （6）その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること。

（委員会の構成）

第10条 委員会は、次に掲げる委員により構成する。

- （1）委員長：企画調整部長
 - （2）副委員長（委員長が不在の場合には委員長の任にあたる）：企画調整課長
 - （3）委員：改良部長、技術統括役、種畜課長、管理課長、その他必要に応じて委員長が指名する者
- 2 委員は、自らが管理者、動物実験管理者、動物実験実施者である動物実験計画の審議・審査には参画することができない。
- 3 理事長は、必要に応じて、動物実験等に関して優れた見識を有する外部の者を委員として任命する。
- 4 議事は、出席委員（委員長を含む。）の過半数で決する。

（動物実験計画の立案等）

第11条 動物実験実施者は、動物実験等を実施しようとする場合は、あらかじめ、動物実験計画（別記様式1号）を立案し、動物実験管理者の確認を受けた上で理事長に提出して、その承認を得なければならない。承認を得た動物実験計画を変更しようとする場合も同様とする。ただし、動物実験計画を3Rの理念（代替法の利用、使用数の削減、苦痛の軽減）にかなう変更、担当者の変更等軽微な変更及び動物実験を中止する場合は、動物実験実施者は動物実験計画変更届（別記様式2号）を提出することとし、承認は必要としない。

- 2 動物実験計画は、動物実験等が研究の目的、意義及び必要性に照らして適正に行われる必要があることから、次に掲げる事項を踏まえて作成するものとする。
- （1）代替法の利用（Replacement）に配慮して、実験動物を適切に利用すること。
 - （2）実験動物の使用数の削減（Reduction）のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
 - （3）苦痛の軽減（Refinement）により動物実験等を適切に行うこと。
 - （4）苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実

験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミングのこと。以下同じ。)の設定を検討すること。

- 3 理事長は、動物実験計画の提出を受けたときは、委員会における当該動物実験計画に係る審査結果を踏まえて承認の可否を決定する。
- 4 理事長は、動物実験計画の承認の可否を決定したときは、当該結果を当該動物実験管理者及び動物実験実施者に通知する。

(動物実験等の実施)

第12条 動物実験実施者は、動物実験等の実施にあたっては、動物実験等法令及び基本指針を遵守するとともに、特に以下の事項に留意しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された施設等を用いて実施すること。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項
 - ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - イ 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮
 - ウ 適切な術後管理
 - エ 適切な安楽死の選択
- 2 動物実験実施者は、実験動物の選択にあたり、実験目的に適した動物種・系統、実験精度及び再現性を確保するための使用個体数、遺伝学的及び家畜衛生並びに飼養条件を十分に考慮しなくてはならない。
- 3 動物実験実施者は、動物実験等の実施に先立ち必要となる実験手技等の習得に努めなければならない。
- 4 動物実験実施者は、毎年度末又は動物実験計画を終了したときは、動物実験実施報告書（別記様式3号）の提出により使用動物数及び結果等を理事長に報告する。
- 5 理事長は、動物実験報告書の提出を受けたときは、委員会における当該動物実験実施報告書の審議結果を踏まえて改善指示等を決定し、当該動物実験管理者及び動物実験実施者に通知する。

(施設等の要件)

第13条 施設等は、次の各号に掲げる要件を満たすとともに、適切に維持管理されたものでなければならない。

- (1) 飼養及び保管を行う実験動物の種類、数等に応じた飼育設備を有すること。
 - (2) 床や内壁等の清掃、消毒が容易である等衛生状態の維持及び管理が容易な構造であり、器材の洗浄及び消毒等を行う衛生設備を有すること。
 - (3) 実験動物が突起物等により傷害等を受けるおそれがない構造であること。
 - (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
 - (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
 - (6) 使用する者の安全及び健康保持が確保されること。
- 2 前項各号に掲げる要件のほか、施設等は、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼ

さない範囲で、次の要件が確保されるよう努めなければならない。

- (1) 個々の実験動物が、自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等日常的な動作を容易に行うための広さ及び空間を備えること。
- (2) 実験動物に過度なストレスがかからないように、適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造であること。

(実験動物の飼養管理手順)

第14条 管理者は、実験動物の飼養及び保管に関する飼養管理手順を必要に応じて定め、動物実験管理者、動物実験実施者及び飼養者に周知するものとする。

(実験動物の導入)

第15条 管理者は、実験動物の導入にあたっては、実験動物が動物実験等法令及び関係行政機関が定めた基準等に基づき適正に管理されている事業者から入手しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第16条 動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の飼養及び保管にあたっては、飼養保管基準に従って次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

- (1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切に給餌及び給水を行うこと。
- (2) 実験動物が傷害又は疾病（実験等の目的に係るものを除く。以下この条において同じ。）を予防する等のため、実験動物に必要な健康管理を行うこと。
- (3) 実験動物が、傷害を負い、又は疾病にかかった場合にあっては、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行うこと。
- (4) 実験動物の導入にあたっては、必要に応じて適切な検疫、隔離飼育等を行うことにより、動物実験実施者、飼養者及び他の実験動物の健康を損ねることのないようにするとともに、必要に応じて飼養環境への順化又は順応を図るための措置を講じること。
- (5) 異種又は複数の実験動物を同一施設等内で飼養及び保管する場合には、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組合せを考慮した収容を行うこと。

(生活環境の保全)

第17条 動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の汚物等の適切な処理を行うとともに、施設等を常に清潔にして、微生物等による環境の汚染及び悪臭、害虫等の発生の防止を図ること。

- 2 管理者は、施設等の整備等により騒音の防止等を図ることによって、施設等及びその周辺の生活環境の保全に努めなければならない。

(記録の保存及び報告)

第 18 条 管理者は、実験動物の入手先、飼育履歴及び病歴等に関する記録管理を適正に行わなければならない。

- 2 管理者は、実験動物状況報告書（別記様式 4 号）により、前年度の動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管状況を取りまとめ、翌年度速やかに、理事長に報告しなければならない。

(実験動物譲渡の際の情報提供)

第 19 条 管理者は、調査研究等の実施において実験動物を譲渡する場合、その譲渡する者に対し、その生理、生態及び習性等、適切な飼養及び保管の方法並びに感染性の疾病等に関する情報を提供することができる。

(実験動物の輸送)

第 20 条 管理者は、実験動物の輸送を飼養保管基準に基づき適切に実施し、輸送方法及び輸送時間等の状況を記録し、その記録を保存するものとする。

(実験動物による危害防止等)

第 21 条 実験動物の飼養又は保管にあたっては、次に掲げる措置を講じることにより、実験動物による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。

- (1) 管理者は、動物実験実施者及び飼養者が実験動物に由来する疾病にかかることを予防するため、必要な健康管理を行うこと。
 - (2) 管理者は、動物実験実施者及び飼養者が危険を伴うことなく作業ができる飼養又は保管の方法を確保すること。
 - (3) 管理者は、施設等の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管する実験動物の数及び状態の確認を行うこと。
 - (4) 動物実験実施者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めること。
 - (5) 管理者は、実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等の実施に無関係の者を実験動物に接触させないために必要な措置を講じること。
- 2 管理者は、実験動物が施設等から逸走しないような必要な措置を講じるとともに、実験動物が逸走した場合の措置をあらかじめ定め、関係者に周知し、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めるものとする。
 - 3 管理者は、人に危害を加える等のおそれがある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに最寄りの警察署又は保健所等の関係機関へ連絡するとともに、理事長にその状況を報告しなければならない。
 - 4 動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めなければならない。
 - 5 管理者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めなければならない。

(緊急時の対応)

第 2 2 条 理事長は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置に関する計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知する。

- 2 管理者は、地震、火災等の緊急事態が発生したときは、直ちに実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めるとともに、理事長にその状況を報告しなければならない。

(教育訓練等)

第 2 3 条 理事長は、動物実験管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し、次の各号に掲げる事項について必要な教育訓練の実施その他資質向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 動物実験等法令、基本指針及びセンターの定める規程等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養及び保管に関する基本的事項
- (4) 安全の確保及び管理に関する事項
- (5) その他適切な動物実験等の実施に関する事項

- 2 動物実験実施者及び飼養者は、前項に規定する教育訓練を受けなければならない。
- 3 管理者は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名を記録し、保存しなければならない。

(自己点検及び評価)

第 2 4 条 委員会は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、前年度に実施された動物実験等について、この規程の適合性に関し、自己点検及び評価を行う。

- 2 委員会は、自己点検及び評価の実施にあたり必要があるときは、管理者、動物実験管理者、動物実験実施者又は飼養者等に、必要な資料を提出させることができる。
- 3 委員会は、自己点検及び評価を実施した場合は、速やかにその結果を動物実験に関する自己点検及び評価報告（別記様式 5 号）により理事長に報告しなければならない。

(情報公開等)

第 2 5 条 理事長は、第 1 8 条第 2 項の報告を動物実験の実施状況（別記様式 6 号）によりとりまとめ、前条第 3 項の規定により報告を受けた自己点検及び評価の結果とともに公表する。

- 2 理事長は、前条第 3 項の規定により報告を受けた自己点検及び評価の結果について、外部の者による検証を受け、その結果を公表する。

(準用)

第 26 条 第 2 条第 2 号に掲げる実験動物以外の動物を利用に供する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めなければならない。

(適用除外)

第 27 条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは調査研究又は畜産に関する育種改良を行うことを目的として実験動物の飼養又は保管をする場合には、この規程を適用しない。

(違反等の通報)

第 28 条 職員は、動物実験等について、この規程に違反があったこと又は違反のおそれがあることを知ったときは、所属部署の長等を通じ又は直接に管理者に当該事案を報告するものとする。

2 管理者は、当該通報に相当の理由があると認めるときは、委員会に報告する。

3 委員会は、報告された事案について調査を行い、非違行為があったと認めるときは、当該事案への対応策及び再発防止策を策定し、当該事案とともに、理事長に報告する。

4 センターは、当該事案について、就業規則等により適切に対応する。

(実施要領等)

第 29 条 理事長は、この規程により定めることとされている事項及びこの規程を実施する上で必要な事項については、別途要領等を定める。

(その他)

第 30 条 この規程に定めるもののほか、動物実験等の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行年月日)

この規程は、平成 28 年 9 月 2 日から施行する。

附 則

(施行年月日)

この規程は、平成 29 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

(施行年月日)

この規程は、平成 30 年 8 月 3 日から施行する。

附 則
(施行年月日)
この規程は、令和元年 8 月 1 6 日から施行する。

附 則
(施行年月日)
この規程は、令和 3 年 1 月 4 日から施行する。

附 則
(施行年月日)
この規程は、令和 3 年 4 月 1 4 日から施行する。

附 則
(施行年月日)
この規程は、令和 4 年 1 月 2 6 日から施行する。

附 則
(施行年月日)
この規程は、令和 5 年 4 月 2 8 日から施行する。

(様式 1 号)

動物実験計画書

[illegible]

家畜改良センター理事長 殿
(管理者：〇〇部長・場長 経由)

動物実験管理者： 所属
氏名

主たる動物実験実施者： 所属
氏名

独立行政法人家畜改良センター動物実験実施規程第 11 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり動物実験計画書を提出します。

1. 動物実験実施者及び飼養者

①動物実験実施者：

所属・氏名	1年以内の教育訓練の受講年月

②飼養者：

所属・氏名	1年以内の教育訓練の受講年月

2. 実験計画 《新規・継続・変更》

1) 研究課題名：
(研究区分：)

2) 実験内容:

3) 実験期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
(全体計画： 年 月 ～ 年 月)

4) 供用動物

動物種： (系統：)

個体数：	対照群	雄	雌	頭、羽、匹
	実験群	雄	雌	頭、羽、匹
	総個体数			頭、羽、匹

個体条件：肥育、搾乳、育成、哺育、妊娠、繁殖、その他 ()

月齢：

※供用個体数の根拠（供用する個体数の根拠について簡潔に記述すること。動物実験に供するための個体数が適切であること（過剰な頭数ではないこと）、より科学的な根拠を伴う記載に努める）

※外部から導入する場合（導入元の名称、導入元における「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（環境省告示第 88 号）に即した指針等の名称及び飼養・保管状況の聞き取りについて記述すること）

5) 実験場所（実験棟名等）

6) 飼育形態・条件

☐ 畜舎	群飼い	／群	個別（つなぎ・単房・その他（ ））
	1 個体当たりの専有面積		平方メートル
☐ ケージ	ケージの大きさ	cm × cm × cm	
	1 ケージあたりの収容数	個体	
☐ 体重（定期）			回／日・週・月・年
☐ 体型測定（定期）			回／日・週・月・年
☐ 採血（定期）			回／日・週・月・年
☐ 採尿（定期）			回／日・週・月・年
☐ 採糞（定期）			回／日・週・月・年

7) 実験動物を必要とする理由

☐ 代替手段がない

☐ 代替手段では精度が不十分

☐ その他 ()

8) 実験方法

☐ 体重測定	（上記 6 の定期との関係： 同 ・ 別 ）	回／日・週・月・年
☐ 体型測定	（上記 6 の定期との関係： 同 ・ 別 ）	回／日・週・月・年
☐ 採血	（上記 6 の定期との関係： 同 ・ 別 ）	回／日・週・月・年
☐ 採尿	（上記 6 の定期との関係： 同 ・ 別 ）	回／日・週・月・年
☐ 採糞	（上記 6 の定期との関係： 同 ・ 別 ）	回／日・週・月・年
☐ 投与	方法： ☐ 血管内	回／日・週・月・年
	☐ 筋肉内	回／日・週・月・年

- ※具体的内容（薬剤の種類、頻度、手法等を簡潔に記述すること）

- ☐ B : ほとんど、あるいはまったく不快感を与えない
- ☐ C : 軽微なストレスあるいは痛み(短時間持続)を伴う
- ☐ D : 避けることのできない重度のストレスや痛み(長時間持続)を伴う
- ☐ E : 麻酔していない意識のある動物を用いて、動物が耐えることのできる最大の痛みあるいはそれ以上の痛みを伴う

□藥品名・投与方法：

☐その他の方法 :

(必要と考えられる場合は、人道的エンドポイントを記述すること)

☐ 畜舎に戻す（一般飼養管理に戻す） ☐ 引き続き他実験で使用する☐ その他の方法

※具体的内容（薬剤の種類、手法、理由等を簡潔に記述すること）

- ・その他（具体的に記述すること）

13) 安全管理上、特に注意を払う必要のある事項とその処置内容

動物実験委員会記入欄

☐ 上記実験は適正と判断する。

（コメント： _____ ）

☐ 下記の理由により適正と判断しない。

（理由： _____ ）

年 月 日

動物実験委員会委員長

印

理 事 長 承 認 欄

☐ 上記実験を承認する。（承認番号 ー ）

（コメント： _____ ）

☐ 下記の理由により承認しない。

（理由： _____ ）

年 月 日

家畜改良センター理事長

印

(様式2号)

動物実験計画変更届

提出日： 年 月 日

(受付番号:)

(受付日： 年 月 日)

家畜改良センター理事長 殿

(管理者：〇〇部長・場長 経由)

動物実験管理者： 所属

氏名

主たる動物実験実施者： 所属

氏名

独立行政法人家畜改良センター動物実験実施規程第 11 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、以下のとおり動物実験計画変更届を提出します。

1. 研究課題名：（承認番号 一 ）

(研究区分：

2. 变更内容

項目	変更前	変更後
変更の理由		

備考 1) 当該様式による計画変更届は以下の場合に提出する。

- ・ 3Rの理念にかなう代替法の利用、使用数の削減、苦痛の軽減
- ・ 担当者の変更等軽微な変更
- ・ 動物実験の中止

2) 供用個体数の増加や実験方法の追加、実験カテゴリー（苦痛度）が上がる等の場合は、様式1号により変更した計画書を提出し、承認を受ける。

(様式 3 号)

動物実験実施報告書

提出日： 年 月 日
（受付番号： ）
（受付日： 年 月 日）

家畜改良センター理事長 殿
(管理者：〇〇部長・場長 経由)

動物実験管理者： 所属
氏名

主たる動物実験実施者： 所属
氏名

独立行政法人家畜改良センター動物実験実施規程第12条第4項の規定に基づき、以下のとおり動物実験実施報告書を提出します。

(1) 研究課題名 (承認番号 一)

(研究区分:)

(2) 実験内容

(3) 実験期間

年 月 日 ~ 年 月 日

(4) 供用動物

動物種：	(系統：			
個体数：	対照群	雄	雌	頭、羽、匹
	(計画時	雄	雌	頭、羽、匹)
	実験群	雄	雌	頭、羽、匹
	(計画時	雄	雌	頭、羽、匹)
	総個体数			頭、羽、匹
	(計画時			頭、羽、匹)
個体条件：	肥育、搾乳、育成、哺育、妊娠、繁殖、その他 ()			
月齢：				

※供用個体の管理記録（実験等の管理記録がわかる資料の名称及びその保管場所について記述すること、なお鶏の場合は供用群でも可とする）

（５）実施場所〔実験棟名等〕

（６）実施方法〔飼養条件（計画書２の６）関係）、実際に行った処置（計画書２の８）関係）及び薬物投与、試料採取、外科的処置等を具体的に記載〕

（７）動物の苦痛軽減、排除の方法〔麻酔、保定の方法等〕

（８）実験終了後の動物の処置〔畜舎に戻す、と殺あるいは安楽死の方法、動物死体の処置等〕
※具体的内容（薬剤の種類、手法、理由等を簡潔に記述すること）

（９）安全管理上、特に注意を払う必要のある事項とその処置内容

（１０）その他〔変更の理由等〕

動物実験委員会記入欄

☐特に改善等の必要はない。

☐次の点について改善等を行うこと。

(コメント :

)

年 月 日

動物実験委員会委員長

印

理 事 長 確 認 欄

●指示等特記事項

年 月 日

家畜改良センター理事長

印

家畜改良センター理事長 殿

管理者：〇〇部長・場長

年度 実験動物状況報告書

項 目	報 告 内 容
1. 動物実験等の実施状況	
(1) 実施件数	当該年度の実施件数の合計 件
(2) 実験動物 (動物種、実験件数、頭羽数)	
(3) 動物実験等の課題数	当該年度の全実験課題数 課題
(4) 研究課題名 (承認番号)	① (-) ② (-)
(5) 動物実験等の実施内容	① ②
2. 実験動物の飼養及び保管状況	
(1) 施設等の維持管理	
(2) 実験動物の飼養管理	
(3) 教育訓練の実施	
3. その他	

- 備考 1) 1－(2)「実験動物」の欄は、当該年度の動物実験等に供用した全動物種とその実験件数及び頭羽数を記載すること。
- 2) 1－(5)「動物実験等の実施内容」の欄は、当該年度に実施した主な動物実験等の実験方法等について簡潔に記載すること。
- 3) 2－(1)～(3)の欄は、当該年度に実施した動物実験等に関連して、それぞれの項目における問題点の有無とその内容について簡潔に記載すること。

年度 動物実験に関する自己点検及び評価報告

動物実験委員会

1. 規程等

1) 評価結果
☐ 動物実験等法令及び基本指針に基づいた規程等が定められている。
☐ 規程等は定められているが、一部に改善すべき点がある。
2) 自己点検の対象とした資料
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）
4) 改善の方針、達成予定時期

2. 動物実験委員会

1) 評価結果
☐ 規程に基づいた動物実験委員会が設置され、適切に運営されている。
☐ 動物実験委員会は設置されているが、一部に改善すべき点がある。
2) 自己点検の対象とした資料
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）
4) 改善の方針、達成予定時期

3. 施設等の維持管理

1) 評価結果
☐ 規程に基づき施設等は適切に維持管理されている。
☐ 施設等の維持管理に問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）
4) 改善の方針、達成予定時期

4. 動物実験計画の審査及び実施

1) 評価結果
☐ 動物実験計画は、規程に基づき適切に審査、実施されている。
☐ 動物実験計画の審査、実施に関して問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）
4) 改善の方針、達成予定時期

5. 動物実験実施報告書

1) 評価結果 ☐ 動物実験実施報告書の実施結果は適切に理事長に報告されている。 ☐ 動物実験実施報告書の実施結果の報告に関して問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）
4) 改善の方針、達成予定時期

6. 実験動物状況報告書

1) 評価結果 ☐ 実験動物状況報告書は理事長に報告されている。 ☐ 実験動物状況報告書に関して問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）
4) 改善の方針、達成予定時期

7. 実験動物の健康及び安全の保持

1) 評価結果 ☐ 飼養保管や輸送において、規程に基づき実験動物の健康・安全保持の措置が適切に行われている。 ☐ 飼養保管や輸送において、実験動物の健康・安全保持に関して問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）
4) 改善の方針、達成予定時期

8. 生活環境の保全

1) 評価結果 ☐ 規程に基づき施設等及びその周辺の生活環境の保全に努めている。 ☐ 施設等及びその周辺の生活環境の保全に関し問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）
4) 改善の方針、達成予定時期

9. 人への危害・環境の保全上の問題の防止

1) 評価結果 ☐ 規程に基づき人への危害・環境の保全上の問題が適切に防止されている。 ☐ 人への危害・環境の保全上の問題の防止に関し問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）
4) 改善の方針、達成予定時期

10. 地震・火事等の緊急時の対応

1) 評価結果 ☐ 緊急事態に備えた措置に関する計画が定められ、緊急時の対応に問題はない。 ☐ 緊急事態に対する備え、対応に関して問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）
4) 改善の方針、達成予定時期

11. 教育訓練

1) 評価結果 ☐ 規程に基づいて、教育訓練が実施されている。 ☐ 教育訓練は実施されているが、問題がある。 ☐ 必要な教育訓練が実施されていない。 ☐ 当該年度には、教育訓練が必要な者はいなかったため、実施せず。
2) 自己点検の対象とした資料
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）
4) 改善の方針、達成予定時期

備考 該当する評価結果の□に✓印を記入すること。

(様式 6 号)

動物実験の実施状況
(年度)

1. 動物実験の実施件数						実施件数合計 件		
大 中 哺 乳 類			鳥 類			そ の 他		
動 物 種	件 数	頭 羽 数	動 物 種	件 数	頭 羽 数	動 物 種	件 数	頭 羽 数
ウシ ブタ ヤギ ヒツジ ウマ			ニワトリ					
2. 動物実験の主な内容								

- 備考 1) この様式は、センターにおいて当該年度に実施した動物実験等の実施状況をまとめるものである。
- 2) 「1. 動物実験の実施件数」の欄は、当該年度の動物実験等に供用した全動物種とその実験件数及び頭羽数を記載すること。
- 3) 「2. 動物実験の主な内容」の欄は、当該年度に実施した主な動物実験について簡潔に記載すること。